

第1編 総論

第1章 基本計画の概要

第2章 策定に当たったの前提

第3章 これまでの取組状況

第4章 まちづくりの潮流と課題

第1節 基本計画の位置付け

調布市は、まちの将来像やまちづくりの基本理念、基本目標を掲げた調布市基本構想と、基本構想を具現化するための施策や主要事業等を一体的に示した調布市基本計画で構成する調布市総合計画に基づき、計画的なまちづくりを推進しています。

現行の総合計画（2013（平成25）年度～2022（平成34）年度）の策定と時を同じくして、2012（平成24）年8月に長い年月をかけて市民とともに計画し推進してきた京王線の地下化が実現し、18箇所の踏切が除却されるなど、調布のまちは都市構造において大きな変貌を遂げました。この都市構造の大変貌を契機に、市は、これまでのまちづくりの成果の継承と更なる発展を目指して、南北一体のまちづくりを前進させ、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげ、だれもが豊かさを実感できるまちづくりを進めるべく、2013（平成25）年度に「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」をまちの将来像とする10年間の総合計画（基本構想・基本計画）をスタートさせました。

調布市基本構想は、2012（平成24）年6月に市議会の議決を経て策定し、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間の計画期間としています。調布市基本計画は、基本構想の計画期間のうち、前期6年、後期4年に分けた計画期間とし、前期の基本計画は、計画策定後の市政を取り巻く環境の変化を踏まえ、2014（平成26）年度に時点修正しました。

時点修正した基本計画は、市長任期との連動性を考慮し、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間の計画期間としました。その中で、市民に最も身近な基礎自治体の第一の責務である市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調として、市民生活に影響を及ぼす子ども・福祉分野の制度改正等に伴う新たな課題を位置付け、各種取組を推進してきました。また、市にとって商業的な一大転換期となったトリエ京王調布の開業や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）の競技会場ともなる武蔵野の森総合スポーツプラザの竣工など、調布市のまちづくりは目に見える形で躍動的に進展しています。

こうした中で、2019（平成31）年秋のラグビーワールドカップ2019™日本大会、翌年の東京2020大会の開催と、2年連続で世界最大級のスポーツイベントが調布市で開催されることから、この好機を最大限に生かし、様々な角度からの取組を通じて、まちづくりの多面的な効果につなげていく必要があります。

一方、本格的な超高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や、長引く経済の低迷など、市政を取り巻く環境は厳しさを増しています。特に、財政について、調布市はこれまで健全性を維持してきていますが、税制改正等による減収影響の拡大が予想されるなど、市税をはじめとする主要な一般財源は大幅な増収が見込めない状況にあります。

このような市政を取り巻く環境を踏まえ、今後10年を展望しつつ、更に魅力あふれる豊かなまち調布の実現を目指し、都市としての付加価値を一層高め、未来へつなぐ計画的なまちづくりを進めていくため、市長任期と連動した4年間の計画期間とする基本計画（2019（平成31）年度～2022（平成34）年度）を策定するものです。

本基本計画では、基本構想や2018（平成30）年度までの基本計画の基本的な枠組みを引き継ぎつつ、各施策・事業の取組状況を踏まえ、分野ごとに現状や課題を明らかにするとともに、基本的な施策を体系的に示します。また、各施策における基本的取組に加え、主要な事業の内容及び規模の概要を一体的に示し、基本計画の実効性を確保するものとします。

併せて、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくための、行財政改革の具体的な取組についても、これまでと同様に行革プランとして基本計画において一体的に位置付け、計画を推進するため不断の行財政改革に取り組むものとします。

第2節 計画策定の視点

(1) 市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした取組の継続

市政の第一の責務として、子ども・福祉分野における制度改正等の継続的な課題への対応をはじめ、激甚災害を想定した地域防災力の向上など、市民生活へ大きな影響を及ぼす課題に対して適切な対応を図ります。

(2) これまでのまちづくりの成果を基盤とした更に魅力あふれる豊かなまちの実現

利便性・賑わい・潤いを備えた駅前広場や鉄道敷地、道路整備などまちの骨格づくりと相まって、商業的な一大転換期となった大型商業施設の開業など、これまでのまちづくりの成果を基盤として、更に魅力あふれる豊かなまちの実現を目指し、都市としての付加価値を高め、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげていくための取組をソフト・ハード一体となって推進します。

(3) 2019年・2020年を契機としたまちづくりへの多面的効果

世界最大級のスポーツイベントが2年連続で開催される好機を最大限生かし、スポーツ・文化振興をはじめ、産業・観光振興、まちづくり、平和・国際交流、福祉健康施策、教育・児童健全育成など、様々な角度からの取組を通じて、大会後のまちづくりへの多面的効果をもたらす有形・無形のレガシーを創出する取組を展開します。とりわけ、パラリンピック開催を契機としたパラリンピックレガシーの創出に取り組みます。

(4) 行財政改革と一体的に推進する計画

「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を引き続き、市政経営の基本的な考え方に据え、限られた経営資源を最大限に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、最少の経費で最大の効果をあげるための取組を行革プランとして一体的に位置付けて推進します。

第3節 基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、市長の任期との連動性を考慮し、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間とします。

図 基本計画の計画期間

年度	西暦 (平成)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)
基本構想		調布市基本構想（2012(平成24)年6月19日議決・策定)									
基本計画		前期基本計画						後期基本計画			
		修正基本計画									
市長任期											

第1編 総論

第4節 基本計画の構成

基本計画は、以下の5つの編で構成しています。

第1編 総論

基本計画の位置付けや計画期間、構成などの基本計画の概要を示すとともに、基本計画の策定に当たっての前提として、人口、財政、土地利用の観点から、調布市を取り巻くまちづくりの現状と課題を整理しています。

第2編 5つの重点プロジェクトと2つのアクション

基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」をより効果的・効率的に実現していく上で、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要事業を5つの重点プロジェクトとして位置付け、計画を推進していきます。また、重点プロジェクトを基軸とする施策全体をより効果的に推進していくために必要な2つのアクションを位置付け、関連する施策を有機的に連動させた展開を図ります。

第3編 分野別計画（※¹）

基本構想に示したまちづくりの基本理念や8つの基本目標に沿って、分野別の将来像の具現化に向けた施策の方向や基本的取組、主要な事業などを体系的に示しています。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）（※²）

基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱に、具体的な行財政改革の取組を示しています。

第5編 地域別計画（※³）

東部・北部・南部・西部の各地域の特性を踏まえた、今後のまちづくりの基本方向を示しています。

※¹ 第3編（分野別計画）においては、施策を構成する基本的取組ごとに、主要な事業の概要を示します。この基本計画（素案）では、基本計画事業として、各事業の事業名と事業の内容を掲載しています。重点プロジェクト事業を含む各事業の選定と計画期間（4年間）における年度別計画（年度ごとの取組内容及び計画事業費）については、今後、中期的な財政フレームや平成31年度予算編成を踏まえ、示していきます。

※² 第4編（行革プラン2019）も第3編と同様に、計画期間における個別プランの年度別計画については、今後示していきます。

※³ 第5編（地域別計画）は本素案では、掲載していません。今後、中期的な財政フレームや平成31年度予算編成を踏まえ、分野別計画の取組内容と併せて検討し、示していきます。

第5節 基本計画の特色

基本計画は、以下の特色があります。

(1) 計画期間における各施策のポイントを明確化し、目標達成に向けた具体的な取組を推進していく基本計画

これから概ね10年後までのまちづくりを展望する中で、計画期間4年間における分野別計画の各施策のポイントを明確化するとともに、その実現に向けた具体的な取組として、主要な事業を基本計画事業として一体的に示し、課題解決に向けた施策展開を図ります。また、各施策・事業の推進によってどれだけ成果が上がったかを把握するための「まちづくり指標」とその目標値を設定し、施策の到達目標や成果を分かりやすくする計画とします。

(2) 計画期間における重点的に取り組むべき主要事業・重点プロジェクトを明確化する基本計画

計画期間4年間において、特に重点的に取り組むべき主要事業について、優先性を踏まえた選択と集中の観点から、重点プロジェクトとして位置付け、目指すまちの姿と到達点を示すとともに、目標達成に向け、「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションの実践により、関連する施策を有機的に連動させた展開を図る計画とします。

(3) 多様な主体との連携を推進していく基本計画

分野別計画の各施策において、施策を推進するうえで期待される市民や事業者等の役割など、参加と協働の視点を盛り込むとともに、各施策・事業を進めていくうえで、多様な主体との連携・協働を一層推進し、市民と共に考え、力を合わせてまちづくりを推進していく計画とします。

(4) PDCAマネジメントサイクルによる進行管理をしていく基本計画

計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通じて、各施策の取組状況や課題を整理し、評価結果を計画の進行管理や予算編成につなげていく計画とします。

※「まちづくり指標」は、基本的取組ごとに事業の実施による成果向上を把握するための指標を設定するものです。この基本計画（素案）では、現在把握できる現状値とともに目標値の方向性を矢印で示しています。今後、市民アンケート調査の結果などを踏まえ、目標値の設定を行います。

第6節 施策の体系

基本構想に即し、その基本方針を具現化するための基本的な施策などの体系は、次図のとおりです。

みんなが笑顔でつながる・



ぬくもりと輝きのまち調布

基本目標7

快適でより便利なまちをつくるために

多世代がいつまでも快適に暮らせる、
くつろぎとふれあいに満ちたまち

21 良好な市街地の形成

- 適正な土地利用の推進
- 景観まちづくりの推進

22 地域特性を生かした都市空間の形成

- 魅力的な中心市街地の形成
- 駅周辺におけるまちづくり
- 深大寺地区におけるまちづくり

23 良好な住環境づくり

- 安全・安心な住環境づくり
- 良好な居住環境の形成と支援
- 空き家対策の推進

だれもが便利で安全・安心に移動できる、
良好な交通環境が整ったまち

24 安全で快適なみちづくり

- 円滑に移動できる道路網の整備
- 人と環境にやさしい道路空間の整備
- 道路インフラマネジメントの推進

25 総合的な交通環境の整備

- 公共交通ネットワークの形成
- 交通安全対策の推進
- 自転車利用の促進

基本目標8

環境にやさしく、自然と共生するために

豊かな自然や身近な緑を大切に守り、
育て、人と自然が共に生きるまち

26 地球環境の保全

- 地球環境保全意識の啓発
- 地球環境保全行動の推進

27 水と緑による快適空間づくり

- 水と緑の保全
- 水と緑の創出
- 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

28 ごみの減量と適正処理

- 3R推進によるごみの減量
- ごみの安定・適正処理

29 快適な生活環境づくり

- 生活環境の維持向上
- 美化活動の推進
- 持続的な下水道事業の推進

まちづくりの基本理念を実現するために

30 平和・国際交流施策の推進

- 平和社会の推進
- 国際交流と多文化共生の促進

31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

- 人権尊重の社会づくり
- 男女共同参画社会の実現

計画を推進するために

行革プラン2019

第1の柱

市民が主役のまちづくり

方針1 参加と協働のまちづくりの実践

- 参加と協働のまちづくりの実践
- 参加と協働の推進のための環境整備
- 市政情報の積極的な提供

第2の柱

市民のための市役所づくり

方針2 効率的な組織体制の整備

- 効率的で機能的な組織・システムづくり
- 市民サービス提供主体の見直し
- 市民に信頼される市政の推進

方針3 人材の確保・育成

- 人材の確保・育成と意欲の向上
- 誰もが活躍できる職場環境づくり

第3の柱

計画的な行政の推進

方針4 計画行政の推進

- PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営
- 健全な財政運営
- 公共施設等マネジメントの推進

第2章 策定に当たっての前提

第1節 人口

(1) 人口動態

- 総人口は、2018（平成30）年10月1日時点で、234,867人となっています。
2008（平成20）年の調布市の人口と比較すると、総人口は16,396人増加し、このうち、年少人口（0～14歳）は2,612人増、生産年齢人口（15～64歳）は3,293人増、老年人口（65歳以上）は10,491人増となっており、65歳以上の高齢化率は18.2%から21.4%へと上昇しています。【図表1参照】
- 2008（平成20）年以降の動向をみると、総人口は年々増加傾向がみられますが、このうち、年少人口と老年人口がともに一貫して、毎年増加しており、特に老年人口の増加が顕著です。一方、生産年齢人口は、2010（平成22）年から減少傾向で推移していましたが、2015（平成27）年から増加に転じています。【図表1参照】
- 世帯数は毎年増加傾向がみられるものの、1世帯あたり人口は減少傾向がみられ、2017（平成29）年から2人を下回り、1.98人となっています。【図表1参照】
- 出生数と死亡数の差である自然増減は、2008（平成20）年以降、自然増が続いていますが、出生数は横ばいの中、死亡数は増加しているため、自然増の人数は減少傾向が見られます。【図表2参照】
- 転入者数と転出者数の差である社会増減は、2008（平成20）年以降、2014（平成26）年を除き、転入超過による社会増が続いており、2015（平成27）年からの直近3年間はその傾向がより顕著になっています。【図表2参照】
- 地域区分別の人口としては、全ての区分で、2008（平成20）年から人口増が続いています。なお、10年間の増加率は、北部地域、南部地域（中心市街地）、東部地域、西部地域、南部地域（中心市街地以外）の順で高くなっています。【図表3参照】
- 中心市街地（調布・布田・国領）3駅の京王線1日平均乗降客数は、全ての駅において増加傾向で推移しています。特に、近年、調布駅の増加幅が顕著となっており、2016（平成28）年度から2017（平成29）年度の1年間では、約6,000人/日の増加、2007（平成19）年度～2017（平成29）年度の10年間では、約11,000人/日の増加となっています。【図表4参照】

■世帯数・総人口・年齢区分別人口・高齢化率の推移【図表1】

(単位：人)

	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
世帯数	107,468	108,859	109,116	109,501	109,923	110,852	111,341	112,949	114,889	116,833	118,724
総人口	218,471	220,875	221,441	222,187	222,905	224,026	224,283	226,291	229,220	231,904	234,867
1世帯 当たり人口	2.03	2.03	2.03	2.03	2.03	2.02	2.01	2.00	2.00	1.98	1.98
年少人口	27,027	27,409	27,646	27,919	28,033	28,244	28,273	28,478	28,941	29,184	29,639
生産年齢 人口	151,673	152,400	152,077	151,888	151,089	150,479	149,310	149,893	151,402	153,037	154,966
老年人口	39,771	41,066	41,718	42,380	43,783	45,303	46,700	47,920	48,877	49,683	50,262
高齢化率	18.2%	18.6%	18.8%	19.1%	19.6%	20.2%	20.8%	21.2%	21.3%	21.4%	21.4%

※総人口：2008（平成20）年218,471人⇒2018（平成30）年234,867人：16,396人増
(各年10月1日現在, 住民基本台帳人口)

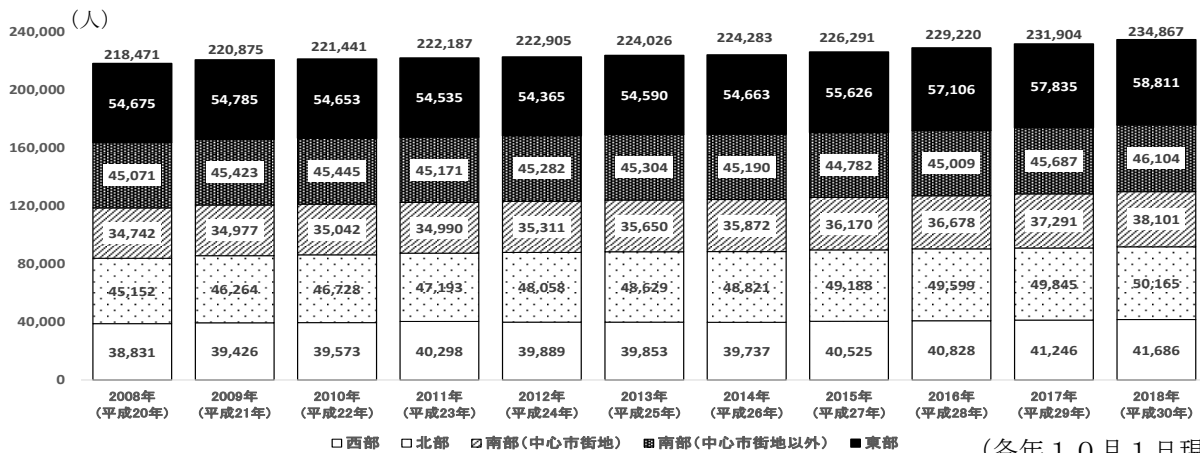
■人口動態の推移【図表2】

(単位：人)

	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
出生	2,016	2,048	2,090	1,953	2,028	2,062	2,109	1,965	2,066	2,140
死亡	1,319	1,395	1,540	1,531	1,656	1,697	1,661	1,698	1,730	1,757
自然増減	697	653	550	422	372	365	448	267	336	383
転入	-	-	-	-	-	-	13,807	15,671	15,677	15,139
転出	-	-	-	-	-	-	13,848	13,964	12,783	13,129
社会増減	2,017	1,032	85	374	935	188	-41	1,707	2,894	2,010

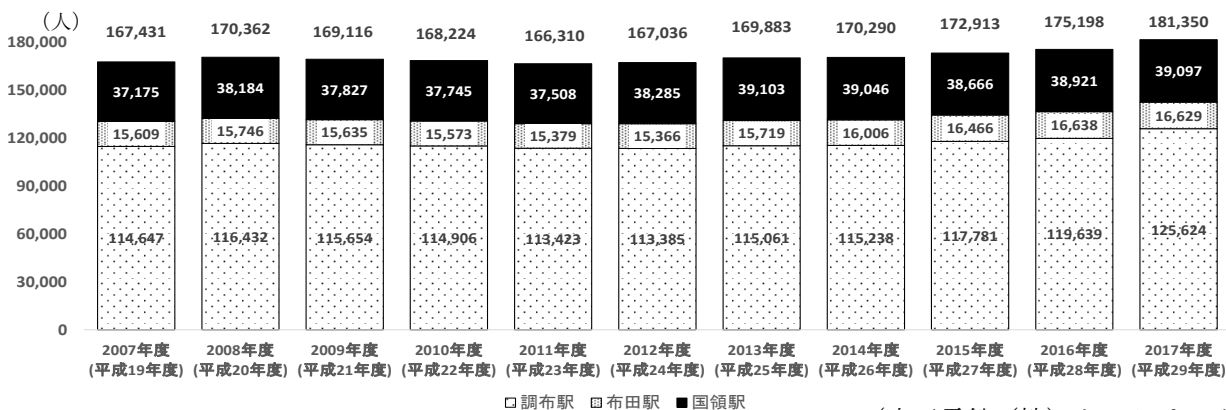
(各年10月1日現在)

■地域区分別人口動態【図表3】



(各年10月1日現在)

■【参考】調布・布田・国領3駅の1日平均乗降客数【図表4】



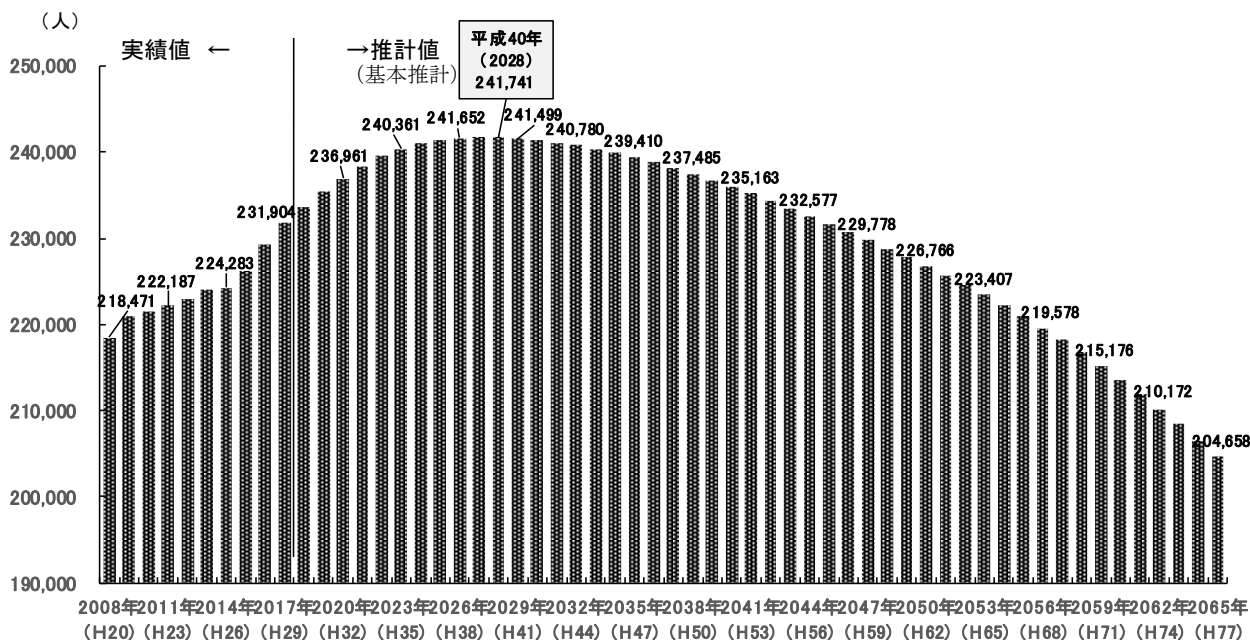
□調布駅 □布田駅 ■国領駅

(京王電鉄(株) ホームページ)

(2) 将来人口推計(2018(平成30)年3月推計)

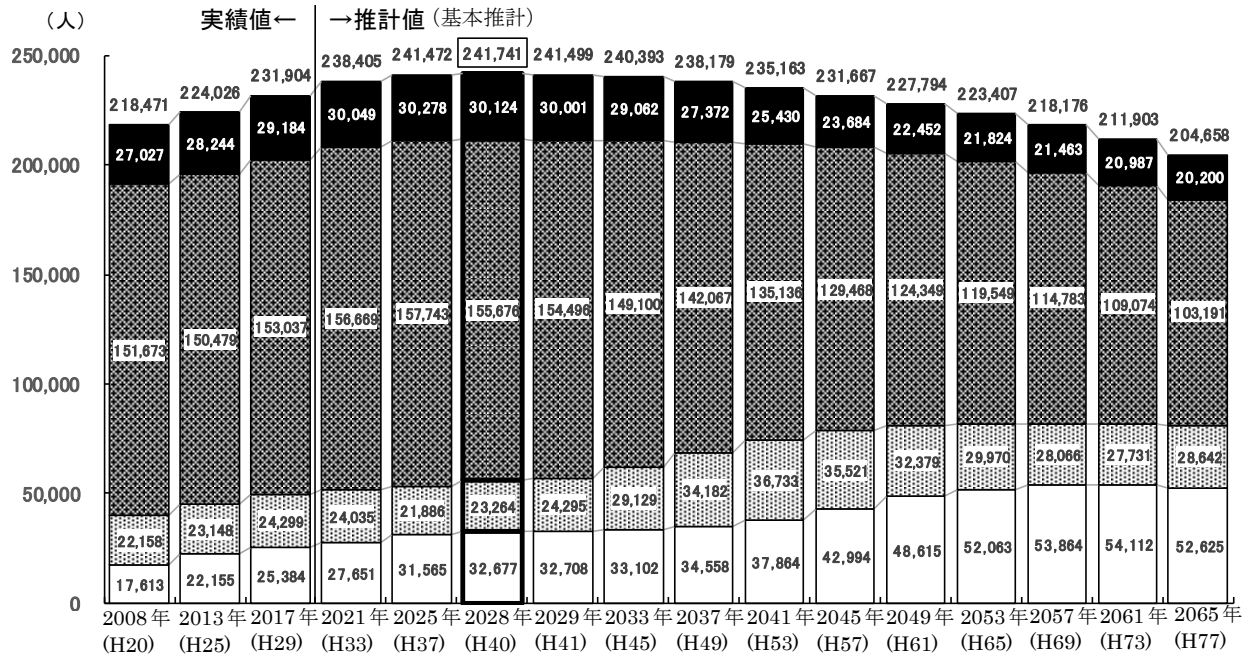
- 調布市の将来人口は今後も緩やかに増加を続けることが予想されますが、徐々に増加幅は縮小し、2028(平成40)年に、基準年である2017(平成29)年の231,904人より9,837人多い241,741人をピークに減少に転じることが見込まれています。
- 年齢階層別にみると、年少人口(0~14歳)は、今後、微増傾向で推移し、2025(平成37)年の30,278人をピークに減少に転じる見通しとなっています。総人口に占める年少人口の割合(基準年12.6%)は、12.6%をピークとして2024(平成36)年までそのまま推移しますが、その後は、減少していくと見込まれます。
- 生産年齢人口(15~64歳)は、2024(平成36)年まで増加しますが、その後は減少していく見通しとなっています。生産年齢人口比率(基準年66.0%)は、2018(平成30)年から減少局面に入り、2036(平成48)年までは60%台で推移しますが、2065(平成77)年には50.4%まで減少すると見込まれます。
- 老年人口(65歳以上)は、2054(平成66)年まで上昇傾向が続くと見込まれます。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合。基準年21.4%)は、2027(平成39)年から上昇率が大きくなり、2065(平成77)年では39.7%まで増加すると見込まれます。

■人口の推移(2018(平成30)年3月推計)



※2017年(平成29年)年までは実績値(住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在))

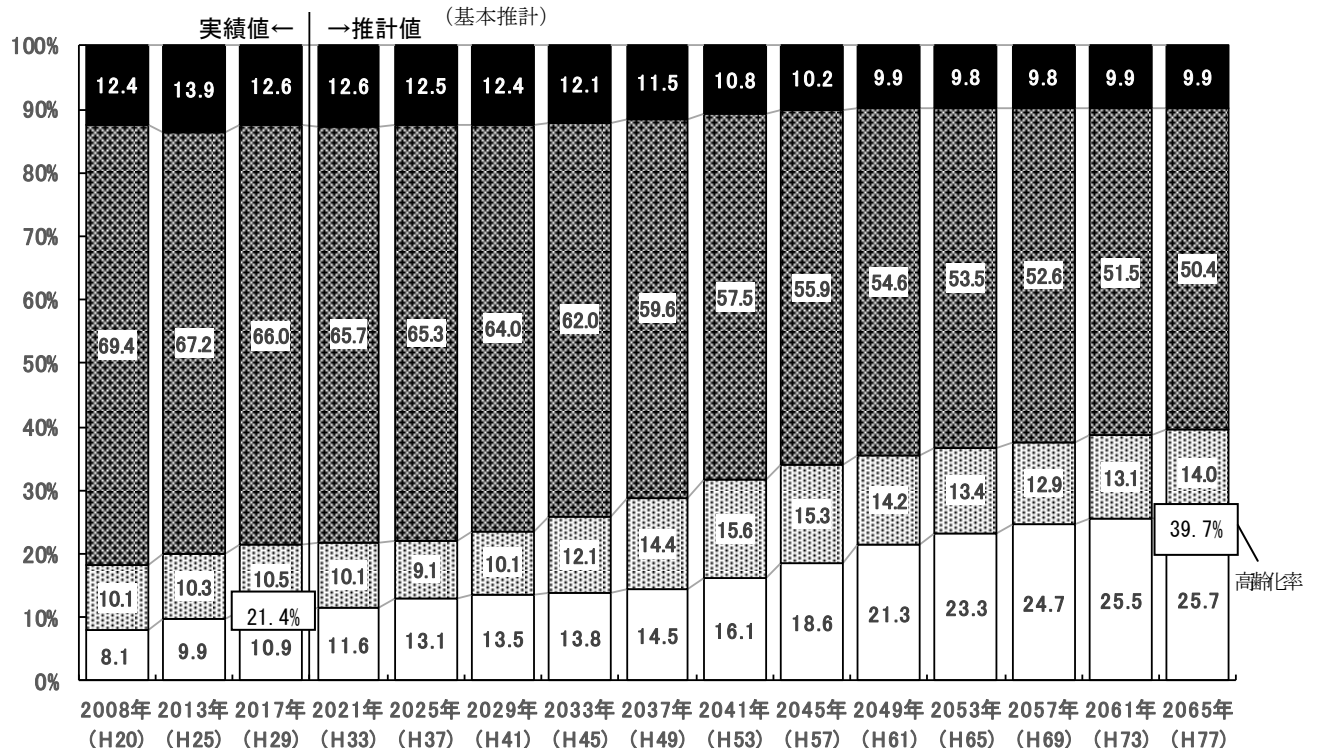
■年齢4区分別人口の推移



■年少人口(0-14歳) ■生産年齢人口(15-64歳) □老年人口(65-74歳) □老年人口(75歳以上)

※2017(平成29)年までは実績値(住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在))

■年齢4区分別人口(構成比)の推移



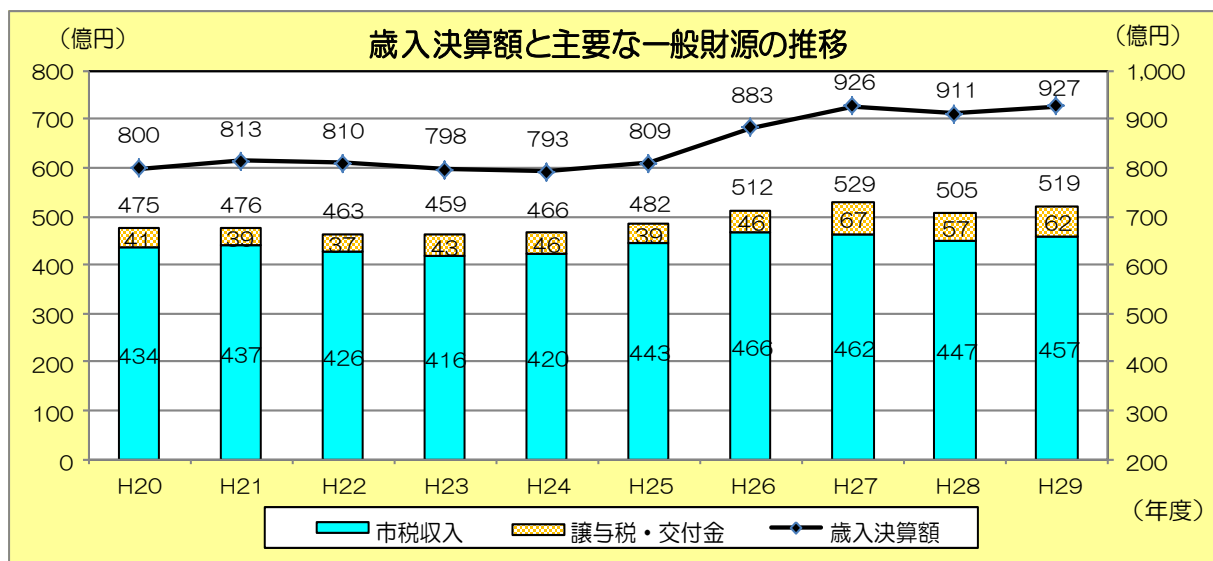
■年少人口(0-14歳) ■生産年齢人口(15-64歳) □老年人口(65-74歳) □老年人口(75歳以上)

※2017(平成29)年までは実績値(住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在))

第2節 財政フレーム

(1) 調布市の財政の推移と現状

- 市の歳入の根幹である市税収入の過去10年間の推移（2008（平成20）年度～2017（平成29）年度）では、2008（平成20）年秋からの急速な経済状況の悪化に伴い、個人市民税や法人市民税が減収となりましたが、2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度は、法人収益の増加による法人市民税の大幅な増収があったことなどから、市税収入は高い水準となりました。また、個人市民税は納税義務者数の増加等により増加傾向となっていますが、2016（平成28）年度以降は、消費税率8%への引上げに伴う法人市民税の一部国税化による減収影響の通年化により、市税総体では減収となっています。
- 市税と同様に主要な一般財源である地方譲与税及び各種交付金においては、消費税率8%への引上げに伴い、2014（平成26）年度以降、地方消費税交付金が増収となりました。
- 一方の歳出では、引き続き増加傾向の社会保障関係経費や待機児童対策に伴う保育園関係経費の増のほか、京王線地下化後の中心市街地等の都市基盤整備や公共施設の老朽化対応などの大きな財政需要があり、歳出総額は増加傾向で推移しています。



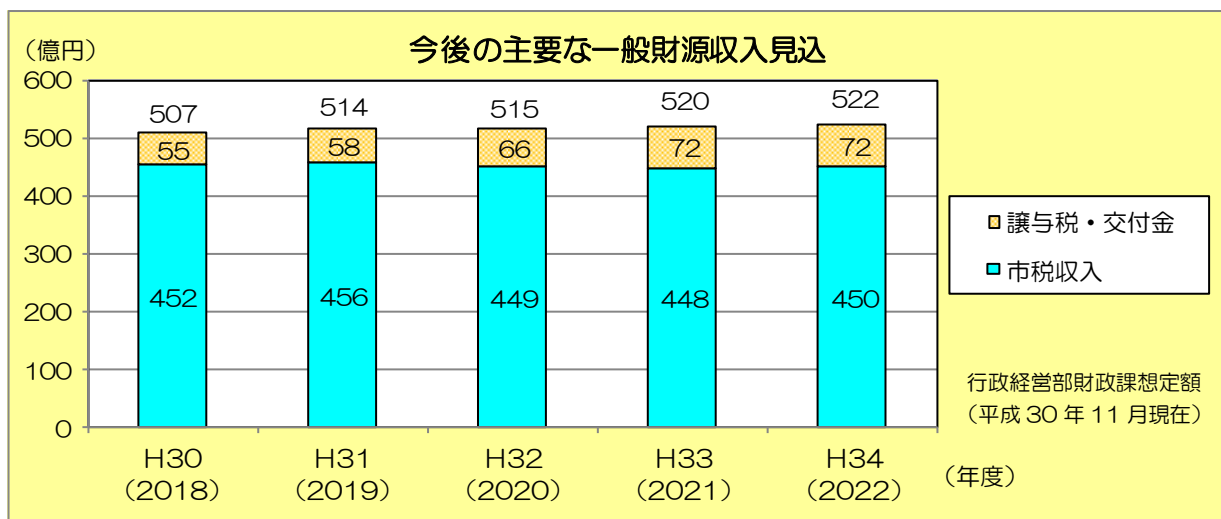
出典：行政経営部財政課資料

(2) 調布市財政の今後の見通し

- 基本計画期間（2019（平成31）年度～2022（平成34）年度）における歳入は、個人市民税では人口増に伴う納税義務者数の増加が見込まれるものの、2019（平成31）年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴い、法人市民税の更なる一部国税化による減収影響があることなどから、市税総体として、計画期間中は、2018（平成30）年度予算からの大幅な伸びは期待できないものと見込んでいます。また、地方譲与税及び各種交付金では、地方消費税交付金において、2018（平成30）年度からの地方消費税の清算基準の見直しに伴う減収影響があるものの、消費税率10%への引上げに伴う増収が見込まれます。また、新たに法人事業税交付金の創設が予定されていますが、今後の税制改正等について、引き続き、その動向を注視し、歳入への影響を把握していく必要があります。

- 一方の歳出では、引き続き、障害者福祉サービス費をはじめとする社会保障関係経費や保育園関係経費などの経常的経費の増加、老朽化対応をはじめとする公共施設マネジメントの取組、都市基盤の整備のほか、制度改正への対応など、様々な財政需要が想定されています。
- 今後、市税収入等の一般財源の大幅な伸びは期待できないことから、事業の優先度や事業規模を厳しく精査するとともに、歳入確保・経費縮減の継続的な取組により対処する必要があります
- 調布市は、1983（昭和58）年年度以降、普通交付税の不交付団体であり、減収影響等が交付団体のように普通交付税で財源補完されないことから、歳入確保と経費縮減の歳入歳出両面からの自主・自立的な経営努力によって対処する必要があります。
- 今後も引き続き、調布市独自に策定した「財政規律ガイドライン」における「財政構造見直し」「財政基盤強化」「連結ベース債務残高縮減」の3つの視点に基づき、財政の健全性の維持・向上に取り組んでいきます。

※歳入歳出全体の財政フレームについては、現在作業中の2019（平成31）年度予算編成と併行して作成し、各種事業計画等と整合を図ります。また収入見込みについても、今後時点修正を加えていきます。



●今後の主要な一般財源の収入見込の前提条件

<市税収入>

現時点で判明している税制改正などの影響を概算で見込んでいます。

- 個人市民税：ふるさと納税による減収影響の拡大が見込まれるものの、引き続き人口の増加が見込まれていることから、納税義務者数の増加に伴う増を見込んでいます。
- 法人市民税：2020（平成32）年度以降、消費税率引上げに伴う更なる一部国税化による減を見込んでいます。
- 固定資産税：家屋については、新築による増傾向を見込んでいます。また、2021（平成33）年度の評価替えにおいては、家屋は減、土地は増を見込んでいます。
- 市たばこ税：税制改正による段階的な税率引上げがあるものの、売上本数の減少により減を見込んでいます。

2019（平成31）年度以降に増加が見込まれる主な財政需要

- 消費税率10%への引上げに伴う事業費の増
- 社会保障関係経費の増（障害者福祉サービス費、生活保護費、特別会計繰出金（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療））
- 待機児童対策の推進による保育園運営経費の増（※幼児教育無償化による影響は現時点では不確定）
- 緑地、樹林地の保全（用地取得）
- 市庁舎免震改修工事の継続
- 制度改正に伴う増（会計年度任用職員制度の開始など）

2019（平成31）年度以降も継続する主な財政需要

- 老朽化対応をはじめとする公共施設マネジメントの取組
- 都市基盤の整備（鉄道敷地、駅前広場、都市計画道路、生活道路など）

第3節 土地利用

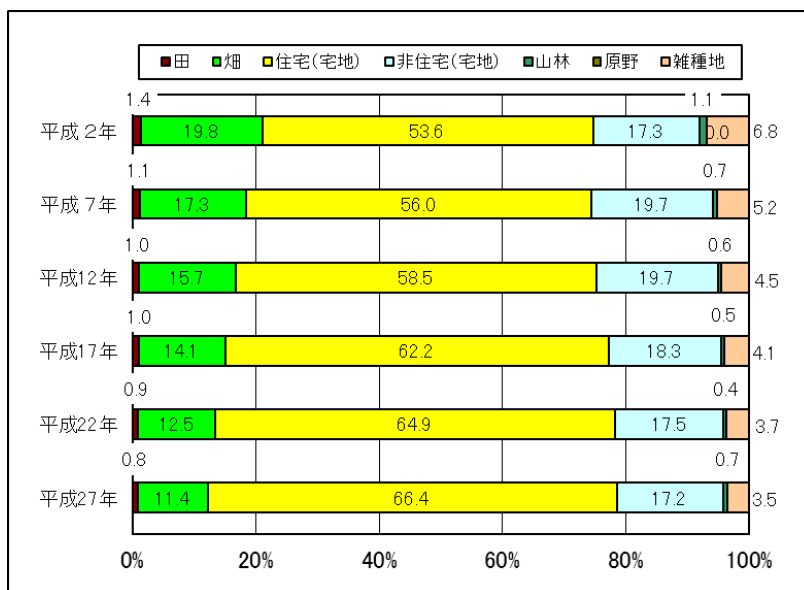
○ 調布市は、都心に近い交通至便な地域でありながら、水と緑に代表される豊かな自然環境に恵まれています。2017（平成29）年度調布市民意識調査では、調布のまちの個性や魅力・特色として、「都心への交通の便がよい（70.4%）」、「豊かな自然がある（59.8%）」が高い割合となっています。

○ こうした自然環境は、市民の暮らしにうおいや交流の場を提供する重要な地域資源の一つとなっていますが、まちの発展と人口増加に伴う宅地開発の進展などにより、年々少しずつ失われつつあります。

○ 2015（平成27）年1月1日現在、課税対象外の土地を除いた土地利用区別の面積比は、宅地が83.6%（うち住宅66.4%、非住宅17.2%）で最も高く、農地が12.2%（うち田0.8%、畑11.4%）でこれに次いでいます。1990（平成2）年以降の推移をみると、住宅地は増え続け、2015（平成27）年の面積は対1990（平成2）年比で19.7%（約131.7ha）増となっている一方、農地は減少し、2015（平成27）年の面積は対1990（平成2）年比で44.3%（約117.1ha）減となっています。

○ これまでも増して地域の特性に応じた計画的な土地利用を誘導していく中で、開発と保全の調和の取れたまちづくりを進めていく必要があります。

図 土地利用区別面積の構成比の推移



出典：「固定資産概要調書」（各年1月1日現在）

注）非課税の土地を除く。

図 土地利用区別面積・比率の推移

	田		畑		宅地		住宅		非住宅	
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
平成2年	17.4	1.4	246.8	19.8	885.9	70.9	669.4	53.6	216.5	17.3
平成7年	13.7	1.1	213.2	17.3	929.8	75.6	687.9	56.0	242.0	19.7
平成12年	12.3	1.0	190.9	15.7	948.2	78.2	709.8	58.5	238.4	19.7
平成17年	11.7	1.0	170.3	14.1	972.0	80.4	751.2	62.2	220.8	18.3
平成22年	11.0	0.9	151.7	12.5	996.7	82.4	784.5	64.9	212.1	17.5
平成27年	9.5	0.8	137.6	11.4	1,008.9	83.6	801.1	66.4	207.8	17.2

	池沼		山林		原野		雑種地		総数
	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	
平成2年	—	—	14.1	1.1	0.1	0.0	85.2	6.8	1,249.5
平成7年	—	—	8.4	0.7	—	—	64.3	5.2	1,229.4
平成12年	—	—	6.8	0.6	—	—	54.5	4.5	1,212.7
平成17年	—	—	5.6	0.5	—	—	49.0	4.1	1,208.6
平成22年	—	—	5.3	0.4	—	—	45.0	3.7	1,209.6
平成27年	—	—	8.1	0.7	—	—	42.3	3.5	1,206.5

出典：「固定資産概要調書」（各年1月1日現在）注）非課税の土地を除く。

第3章 これまでの取組状況

各分野における2008（平成20）年度から2018（平成30）年度までの10年間の主な取組実績を示しています。これまでの成果を引き継ぎ、2019（平成31）年度からの基本計画の取組につなげていきます。

防災・防犯

2008
H20

2009
H21

2010
H22

2011
H23

2012
H24

2013
H25

2014
H26

2015
H27

2016
H28

2017
H29

2018
H30

■ 防災市民組織の結成・育成支援
（2002年度末：67団体⇒2014年度末：99団体⇒2017年度末：120団体）



■ 避難行動要支援者避難支援プラン※に基づく要支援者支援に係る協定締結
（2014年度末：9団体⇒2017年度末：28団体）
※2015年度まで災害時要援護者避難支援プラン

■ 災害時医療救護体制の充実にに向けた取組（三師会や医療機関等との連携）（2013年度から緊急救護所設置訓練の実施）

■ 4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」に指定
（2018年度で7回実施）
（2012年度から毎年全小・中学校で実施 参加者約3万人）



■ 災害時相互応援協定による広域連携
（2016年1月：富山県富山市、岐阜県岐阜市、2016年3月：岩手県遠野市）



■ 通学路（2018年度までに小学校全校の周辺に100台設置）や商店街への防犯カメラ設置

■ 各種パトロール（青色防犯パトロール、子ども安全・安心パトロール、夜間安全・安心パトロール）の実施
（刑法犯発生件数：2002年4704件⇒2017年1576件）
（治安の面で安心して暮らせると感じている市民の割合：2012年度78.3%⇒2017年度84.4%）

■ 特殊詐欺対策の防止強化
高齢者900世帯に自動通話録音機設置
（2015年度～2018年度）

■ NPO法人と災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定を締結：
2017年3月・2市（調布市・狛江市）締結⇒2017年7月・6市締結
⇒2018年4月・20市締結

■ 学校施設の耐震化完了（2010年度）。他の公共施設：2011年度に耐震化完了。
■ 市庁舎免震改修工事の実施（2018年6月～2020年4月）
■ 橋りょうの耐震化（2018年度完了目標）、下水道施設の地震対策（管路の補強工事）の推進

■ 避難所の防災機能強化（2017年度末現在：マンホールトイレ17校、誰でもトイレ18校、シャワー室15校、非常用電源設備15校）

教育・子育て

2008
H20

2009
H21

2010
H22

2011
H23

2012
H24

2013
H25

2014
H26

2015
H27

2016
H28

2017
H29

2018
H30

■ 保育園待機児童解消に向けた保育園の定員拡大（2002(平成14)年からの16年間で約3500人定員拡大）

2008 160人増	2009 84人増	2010 127人増	2011 69人増	2012 441人増	2013 19人増	2014 438人増	2015 466人増	2016 389人増	2017 811人増
---------------	--------------	---------------	--------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------

■ 1小学校区1学童クラブの設置完了（2009年4月現在：25箇所，2017年度末現在：38箇所）
 ■ 全小学校にユーフォー（放課後遊び場事業）を設置（2012年度）
 ユーフォーと学童クラブの連携による一体的な運営の開始（2015年度） ■

■ 障害児学童クラブの開設に向けた取組
 （2019年度中に開設予定）

■ 病児・病後児保育（2011年4月：1箇所増設，2017年度末現在：2箇所）

■ 乳幼児医療費の無料化（多摩各市に先駆けて2003年10月から実施）

■ 義務教育就学児医療費助成制度（2007年10月から実施）
 市民税非課税世帯を対象に通院時自己負担額の助成（2016年10月） ■
 小学校3年生までを対象に保護者御所得制限を撤廃（2017年10月） ■



■ 子ども・若者総合支援事業「ここあ」の開始
 （2015年10月）

■ 子ども・若者支援
 地域協議会の設置
 （2017年11月）



■ 妊娠期から子育てを応援する
 「ゆりかご調布」事業を開始
 （2016年9月）

■ 小学校全校に
 校内通級教室※設置
 （2015年度）
 ※2018年度まで特別支援教室



■ 小・中学校全普通教室への空調設備の設置（2011年度）
 特別教室の空調整備（2018年度完了）

高齢者・障害者福祉・地域福祉・健康

2008
H20

2009
H21

2010
H22

2011
H23

2012
H24

2013
H25

2014
H26

2015
H27

2016
H28

2017
H29

2018
H30

■特別養護老人ホーム（かしわ園：2011年4月開設 120床，神代の杜：2012年9月開設 29床，らくえん深大寺：2014年5月開設 70床 【2017年度末現在：8箇所588床】）

■地域密着型サービス施設（2017年度末現在：7種別41事業所）

■地域包括支援センター10箇所設置（2006年度に在宅介護支援センター（9箇所）から移行，2013年1月に1箇所増設）

■見守りネットワーク「みまもつ」（2004年度から事業開始，2017年度末現在54団体と事業協定締結）

■地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置（2015年4月：2名配置）

■介護予防・日常生活支援総合事業の開始（2016年10月）

■子ども発達センター開設（2009年10月）

■こころの健康支援センター就労支援室ライズの開設（2011年4月）

■希望の家深大寺開設（2013年度）

■重度重複障害者グループホームみつばち開設（2014年5月）

■深大寺みつばち開設（2017年2月）

■ちょうふだぞう・すまいる分室 国領に移転（2017年2月）

■調布市バリアフリーハンドブック作成（2018年3月）

■福祉人材育成センター開設（2015年度）



■ひだまりサロンの活動（2011年度末45箇所，2017年度末107箇所）



■地域福祉コーディネーターの配置（2013年度：2人配置，2015年度：2人増，2018年度：2人増，計6人配置）

■国保ヘルスアップ事業の開始（2013年度）

■ハローワーク府中の就労支援窓口「ちょうふ就職サポート」の開設（2014年8月）

■生活困窮者自立相談支援事業の開始，調布ライフサポートの開設（2015年4月）

■がん予防対策の充実（がん啓発・がん検診に向けた包括連携協定締結（2010年2月），新たな胃がん検査（ABC検診）の実施（2016年））

■調布っ子食育マイスターの取組開始（2010年度，2017年度末現在：累計認定者数243人）

■食物アレルギー対策の推進（食物アレルギー対応マニュアル作成（2014年4月））

まちづくり(中心市街地ほか)

2008 H20 2009 H21 2010 H22 2011 H23 2012 H24 2013 H25 2014 H26 2015 H27 2016 H28 2017 H29 2018 H30

都市構造の変化

■京王線連続立体交差事業着手(2004年9月) ■2012年8月:地下化切換え⇒18の踏切が除却

■駅前広場の整備
 ⇒布田駅前広場の整備:2015年3月交通開放,2017年6月上屋整備完了
 ⇒国領駅前広場の整備:2016年3月交通開放,2018年1月上屋整備完了
 ⇒調布駅前広場の整備:2016年度~北側から段階的整備(2014年10月事業認可取得)



■鉄道敷地の段階的整備の推進(2015年度~)
 ⇒2016年3月:鉄道敷地整備計画を策定し,2015年度から2024年度の10年間で段階的整備を推進

■市街地再開発事業
 ・国領駅南地区(2000年7月竣工),国領駅北地区(2004年9月竣工),調布駅南第1地区(2007年10月竣工),
 ・調布駅南口東地区(2015年3月竣工),調布駅北第1A地区(2015年5月竣工),
 調布駅北第1B地区(2015年9月竣工)
 ■土地区画整理事業:布田駅南土地区画整理事業(2014年度換地処分),国領北浦土地区画整理事業(2014年度)

商業的な
一大転換期

■中心市街地活性化事業の実施
 ・商店街イベント
 ・デカ盛りウォークラリー(2013年度~)
 ・調布まちゼミ(2012年度~)
 ・旧道さんぽ(2013年度~)
 ・スクラッチカード事業など商工会と連携したバイ調布運動の取組
 ・Oh!!辛チャレンジ(2014年度~)
 ・調布駅前飲食店マップ「エキモリマップ」作成支援(2017年度)など

■トリエ京王調布開業(2017年9月)
 ・シネマ・コンプレックスを含むトリエ京王調布の開業と連動した中心市街地の活性化(調布100日まつりの開催(2017年9月-12月),映画のまち調布の取組展開)
 ⇒京王電鉄による複合商業施設の開発計画公表:2013年5月
 ⇒京王電鉄によるシネマコンプレックスを含む商業施設(3棟)の計画案公表:2015年1月
 ⇒京王電鉄によるピックアップ出店を含む商業施設A・B・C3館(約70店舗)の開発計画公表:2016年10月
 ⇒京王電鉄による「トリエ京王調布」開業公表:2017年4月

※調布駅乗降客数
 (2017⇒2018 約6000人増)
 (2017年度:119639人
 2018年度:125624人)



■武蔵野の森総合スポーツプラザの開業(東京都)(2017年11月)
 ⇒隣接の味の素スタジアム(東京スタジアム)とともに東京2020大会の競技会場

うるおい(環境・景観)

2008
H20

2009
H21

2010
H22

2011
H23

2012
H24

2013
H25

2014
H26

2015
H27

2016
H28

2017
H29

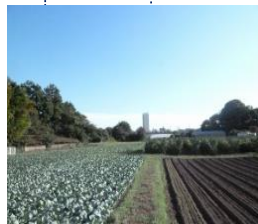
2018
H30

■ 深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用



■ 佐須農の家の開設
(2016年6月)

■ 深大寺・佐須区域内
緑地の公有化
(2017年度)



■ 特別緑地保全地区等を活用した崖線緑地の保全
⇒2013年度(仙川崖線，緑ヶ丘みんなの森)
⇒2016年度国分寺崖線(深大寺元町)

■ 2013年6月1日に景観行政団体に移行

■ 市民との協働による崖線樹林地の保全(市内5箇所の崖線樹林地で市民グループが保全活動)

■ 多摩川自然情報館の開設(2010年7月)

■ クリーンプラザふじみ本稼働(2013年4月)

■ 地球温暖化対策の推進

⇒再生可能エネルギー利用促進

(公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業：2014年度から市内34公共施設で実施)

⇒本庁舎とたづくりでESCO事業の導入(2006年度～2010年度)，ESCO事業表彰金賞受賞(2008年度)

導入前と比べ，本庁舎25%程度，たづくり13%程度の省エネ効果

■ 深大寺地区のまちづくりの推進

⇒特別用途地区：深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区
(2006年4月)

⇒深大寺周辺地区を「街づくり推進地区」に指定
(2012年7月)

⇒深大寺通り周辺地区街づくり協定
(2012年8月，深大寺通り街づくり協議会)

⇒調布市深大寺地区街なみ整備基本計画の策定
(2013年度～2024年度)



第4章 まちづくりの潮流と課題

市を取り巻くまちづくりの潮流と課題を踏まえ、後期基本計画期間におけるまちづくりを進めていきます。

(1) 人口構造の変化への対応

日本の総人口は、2008（平成20）年をピークに既に減少しています。調布市の総人口は、2028（平成40）年の24万1741人まで増加が続き、その後は減少局面が到来すると見込んでいます。年齢3区分別の人口では、老年人口は、今後も一貫して増加する一方、年少人口・生産年齢人口は2025（平成37）年以降には減少に転じ、超高齢社会が一層進行していくことが予想されます。

こうした人口構造の変化は、税収の減少や社会保障関係経費の増大のほか、地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されます。市が今後も豊かで活力あるまちとして発展していくため、だれもが自分らしく安心して住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 持続可能なまちづくりに向けた取組

2014（平成26）年12月に施行されたまち・ひと・しごと創生法や2015（平成27）年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs^{エスディージーズ}）の考え方を取り入れた自治体SDGsの推進により、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組み、地方創生の実現が求められています。また、東京都は、2017（平成29）年3月に多摩の振興プランを策定し、多摩地域の持続的な発展に向けて、長期の視点に立った多摩地域の振興の方向性を示しました。

市においても、国が地方創生の柱としている全国的な人口減少や地域経済縮小の克服といった課題を共有し、将来にわたって活力ある豊かな地域社会を維持する取組を進めていくことが必要となっています。

(3) 都市構造の大きな変貌

2012（平成24）年8月に京王線の地下化が実現し、調布のまちの都市構造は大きな変貌を遂げました。地下化に連動した南北一体のまちづくりを進めていく中で、2017（平成29）年9月には調布駅前にシネマコンプレックスを含む複合型商業施設が開業するなど、商業的な一大転換期を迎え、市内外から多くの方が調布のまちを訪れ、新たなにぎわいが創出されました。

また、現在、国等において、東京外かく環状道路や中央リニア新幹線の整備といったヒトやモノの流れが大きく変化する大規模なインフラ整備が進められており、こうした都市構造の変化を見据えながら、更ににぎわいを創出し、交流人口の増加を図り、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげていく必要があります。

(4) 2019・2020年を契機としたまちづくり

市では、2019・2020年と2年連続で世界最大級のスポーツイベントが市内で開催される好機を捉え、スポーツ・健康づくり、産業・観光振興、まちづくり、文化・国際交流・平和、教育・青少年の健全育成の5つのテーマに基づく取組を展開しています。とりわけ、パラリンピック開催を契機とした、障害者への理解促進など、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

大会を契機とし、多様な主体と連携・協働した様々な角度からの取組により、まちづくりへの多面的効果をもたらす有形・無形のレガシーを創出し、調布のまちの更なる発展と魅力向上につなげていく必要があります。

ラグビーワールドカップ2019 TM 日本大会 (大会期間) 2019年9月20日～11月2日	開会式のほか、開幕戦、準々決勝、3位決定戦など 全48試合中、8試合が味の素スタジアム(東京スタジアム)で開催
東京2020オリンピック競技大会 (大会期間) 2020年7月24日～8月9日	7人制ラグビー 近代五種(水泳・馬術・レーザーラン) } 《味の素スタジアム(東京スタジアム)》 サッカー(予選) バドミントン、近代五種(フェンシング)《武蔵野の森総合スポーツプラザ》 自転車ロードレース(スタート地点)《武蔵野の森公園》
東京2020パラリンピック競技大会 (大会期間) 2020年8月25日～9月6日	車いすバスケットボール《武蔵野の森総合スポーツプラザ》

(5) 市民の暮らしを守る大規模災害への備え

近い将来において高い確率で発生すると予想されている首都直下地震や、全国各地で多発している局地的な大雨等により、市内でも大規模な被害が発生する可能性があります。市民の災害への備えや対策への意識が一層高まっています。

災害から市民の生命と財産を守るため、災害時の被害を最小限に抑え、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる防災・減災対策や自助・共助の取組を一層推進していくことが必要となっています。

(6) 人と自然が共生するまちづくり

都市化の進展により、地球温暖化や森林の減少など、様々な環境問題の影響が地球的規模で深刻化しています。市内の貴重な自然を将来世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、地球温暖化対策への取組など、人と自然が共生するうるおいのあるまちづくりを進めていく必要があります。

市民や事業者と連携・協力しながら、公園、里山、都市農地などの水辺と緑地の保全・創出や資源循環型・低炭素社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要となっています。

(7) 地域コミュニティの活性化

高齢化、核家族化の進行などの価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域活動への参加者の減少、組織の担い手の高齢化や後継者不足が生じるなど、人と人とのつながりが希薄化しており、地域コミュニティ機能の低下が指摘されています。一方、地域が抱える課題は、防災・防犯、高齢者・障害者福祉、子育て、子ども・若者育成などにわたって複雑・多様化しており、地域コミュニティが担うべき役割の重要性が高まっています。

地域の人々が顔の見える関係をつくりながら、支え合い、生きがいを持って暮らし、地域の課題を地域が主体的に解決できるよう、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

(8) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

全国の自治体では、高度経済成長期に多くの公共施設が整備され、それらの施設は、建設から約50年が経過し、今後一斉に更新時期を迎えようとしています。

市が保有・管理している公共施設・インフラについても、同様の状況が見られることから、将来的な人口構造の変化や施設の老朽化、今後における改修・更新量の見込みを踏まえ、長期的な視点により、持続可能な市政経営の確立に向けた取組を進めていく必要があります。

